

検討事項及び今後のスケジュールについて（案）

1. これまでの経緯等

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項に基づく環境基準の水域類型の指定について、政府が類型指定を行うとされている水域は、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）に基づき、47水域（陸域37水域、海域10水域）となっている。（参考資料1参照）

水域類型の指定については、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）に基づき、水域の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされている。また、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域については、暫定目標を設定し、段階的に水質改善を図ることとされている。（参考資料2参照）

現在、平成13年9月25日付けの環境大臣から中央環境審議会会長への諮問（参考資料3参照）により、陸域（河川・湖沼）におけるBOD又はCOD、全窒素（T-N）・全リン（T-P）等の類型指定の見直しの検討を随時行っており、これまで、以下の答申がなされ、類型指定の見直し等が行われている。

平成14年 阿賀野川、阿武隈川等6河川（上位類型への見直し）

平成15年 綾瀬川、神流川等4河川（上位類型への見直し）

四十四田ダム、矢木沢ダム等14湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒うち松原ダムは、T-Nの暫定目標を設定

平成20年 江戸川、荒川等4河川（上位類型への見直し）

味噌川ダム、長沢ダム等4湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒うち須田貝ダムは、T-N・T-Pの暫定目標を設定

平成22年 渡良瀬川、相模川2河川（上位類型への見直し）

深山ダム、川治ダム等4湖沼（暫定目標の見直し）
⇒うち川治ダムはT-P、土師ダムはT-N・T-Pの暫定目標を再設定
相模ダム、城山ダム2湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒相模ダム、城山ダムはT-N・T-Pの暫定目標を設定

平成24年 渡良瀬貯水池、荒川貯水池2湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）

⇒渡良瀬貯水池はCOD、T-N・T-Pの暫定目標を設定
荒川貯水池はCODの暫定目標を設定

2. 今回の検討事項について

今回は、これまで既に類型指定されている水域のうち、暫定目標の期限が到達している又は今年度に到達する水域について検討を行うこととする。対象水域については、以下のとおり。

水域		類型	暫定目標		
			目標年度	全窒素	全燐
利根川水系利根川	須田貝ダム貯水池 (洞元湖)	Ⅱ	H25	0.29mg/L	0.018mg/L
利根川水系鬼怒川	川治ダム貯水池 (八汐湖)	Ⅱ	H26	—	0.010mg/L
相模川水系相模川	相模ダム貯水池 (相模湖)	Ⅱ	H26	1.4mg/L	0.085mg/L
相模川水系相模川	城山ダム貯水池 (津久井湖)	Ⅱ	H26	1.4mg/L	0.048mg/L
江の川水系江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	Ⅱ	H26	0.43mg/L	0.018mg/L
筑後川水系筑後川	松原ダム貯水池 (梅林湖)	Ⅲ	H20	0.46mg/L	暫定 目標なし

湖沼Ⅱ(水道1～3級、水産1種等)：全窒素0.2mg/L以下、全燐0.01mg/L以下

湖沼Ⅲ(水道3級(特殊操作)等)：全窒素0.4mg/L以下、全燐0.03mg/L以下

3. 今後のスケジュールについて

平成27年3月30日

第13回陸域環境基準専門委員会

検討対象水域における概況と将来予測等

平成27年5月頃(予定)

第14回陸域環境基準専門委員会

委員会報告(案)とりまとめ

平成27年6月頃(予定)

パブリックコメント

平成27年7月以降(予定)

パブリックコメントの結果及び委員会報告のとりまとめ

水環境部会

水環境部会へ報告

中央環境審議会答申

水域類型指定に係る告示改正